

関係団体各位

(一財)静岡県社会福祉事業共済会
会長 山本 たつ子

令和6年度共催事業等の募集について（お知らせ）

日頃、本会の事業推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、従来実施してきた退職手当金の給付事業をより充実するとともに、新たに地域福祉の担い手である施設職員の質の向上、地域住民に対する福祉意識の啓発推進、福祉人材確保のための情報提供、再就業支援及び福利厚生制度の調査研究等の新しい事業を展開しております。

つきましては、下記及び別添の「主催・共催・協賛・後援等取扱要綱」により一緒に実施していただける事業を募集しますので、御応募くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 共催分担金 事業に係る経費の一部を共催分担金としてお支払いします。
共催分担金の金額は、対象事業にかかった経費のうち対象となる経費の2/3とし、上限は500千円とします。但し、参加者負担金を徴収したり他の助成金がある場合は、ご相談ください。
対象となる経費は以下のものです。
 - ・講師謝礼、講師旅費、会場借上料(使用設備および機材の借上費含む)、当日資料およびポスター・チラシの印刷費、看板作成費
 - ・その他の費用(例：人件費、事務費、飲食費など)は対象外です。
- 2 共催等に当たっての条件
共催事業は対象地域が広域的または参加人数が多数であること。
県共済会の会員法人または会員法人の職員が関与していること。
事業の案内等の印刷物・看板には、必ず共済会との共催事業であることを記載すること。
令和7年3月31日までに事業が完了すること。
- 3 共催等の手続き 「主催・共催・協賛・後援取扱要綱」第4条に記載の書類による様式は本会ホームページよりダウンロードしてください。
- 4 申込み時期 随時受け付けます。
(許否の決定に時間がかかりますので事前に御相談ください。)
- 5 審査決定 企画委員会で審査・決定します。

(一財)静岡県社会福祉事業共済会（佐々木・望月）
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
TEL:054-254-5243 Fax:054-254-5249
URL <http://www.shizukyousai.or.jp>